

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 福山 弘記
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 福山 弘記
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除するとともに、経営の効率化ないし機動的な意思決定を可能とすることを目的として取締役への権限委任に関する規定を新設し、その他所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、長崎駒樹、谷口信一、福山弘記及び佐久間博を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、鎮西俊一、茶谷瑛一、成田 充及び柿本省三を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、賞与を含めて年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、賞与を含めて年額50百万円以内とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、第4号議案により承認可決された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役に対して、第5号議案により承認可決された報酬限度額の範囲内で、各ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	274,991	7,031	0	（注）1	可決（97.50%）
第2号議案				（注）2	
長崎駒樹	264,664	17,372	0		可決（93.84%）
谷口信一	265,834	16,202	0		可決（94.25%）
福山弘記	264,943	17,093	0		可決（93.93%）
佐久間博	255,754	26,282	0		可決（90.68%）
第3号議案				（注）2	
鎮西俊一	250,906	31,112	0		可決（88.96%）
茶谷瑛一	265,155	16,863	0		可決（94.02%）
成田 充	273,452	8,566	0		可決（96.96%）
柿本省三	265,772	16,246	0		可決（94.23%）
第4号議案	268,031	13,991	0	（注）3	可決（95.03%）
第5号議案	268,009	14,031	0	（注）3	可決（95.02%）
第6号議案	183,063	98,975	0	（注）3	可決（64.90%）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決されます。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決されます。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上